

# 第9章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

**第26条** この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例に違反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

(議会及び議員の責務)

**第27条** 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営し、もって町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たさなければならない。

(見直し手続)

**第28条** 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 南風原町議会の議決すべき事件を定める条例  
(平成 17 年南風原町条例第 20 号)は、廃止する。

## 解説

第 26 条では、この条例が本町議会における最高規範であり、議会に関する条例等は、この条例の趣旨に反する条例等は制定してはならないことを定めています。

第 28 条では、この条例が 4 年ごとの一般選挙によって議員が入れ替わる任期開始時点において、この条例の目的が達成されているかを議会運営委員会で検討することを規定しています。検討の結果、制度の改善が必要となった場合は、条例改正等の措置を講ずることを定めています。最後に、見直し手続(一部改正)を行う際には、町民への説明責任を果たすため、条例改正等の理由、背景を本会議において説明することを規定しています。